相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山形県酒田市草津字林ノ下四二番地、最後の住所仙台市青葉区米ケ袋一丁目六番二―六〇七号　被相続人　亡　小松　豊

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十月二十八日

仙台市青葉区一番町一丁目一七番二四号　高裁前ビル三階　さとう法律事務所　相続財産管理人　弁護士　佐藤　靖祥

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福井県敦賀市白銀町一〇番、最後の住所福井県敦賀市白銀町一〇番一九号　被相続人　亡　横山　國雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十月二十八日

福井県敦賀市鋳物師町四番八号　相続財産管理人　弁護士　髙辻　俊一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍名古屋市西区城西二丁目一九〇九番地、最後の住所名古屋市西区城西二丁目一九番一五号　被相続人　亡　髙野　一雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十月二十八日

名古屋市中村区名駅三丁目二五番九号　堀内ビル四階　小川総合法律特許事務所　相続財産管理人　弁護士　大杉　浩二

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県海部郡大治町大字中島字郷中二二九番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　前田　茂樹

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十月二十八日

名古屋市中村区名駅三丁目一六番四号　太陽生命名駅ビル七階　名駅総合法律事務所　相続財産管理人　弁護士　川瀬　裕久

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍三重県松阪市飯南町粥見二二八二番地、最後の住所三重県松阪市高町九六五番地一　被相続人　亡　岡田　克巳

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十月二十八日

三重県津市河芸町東千里五七番地一号河芸マンション四〇三号　河芸法律事務所　相続財産管理人　弁護士　伊藤　元祥

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍三重県津市久居西鷹跡町五一九番地、最後の住所三重県津市久居北口町五二〇番地二　被相続人　亡　金子　隆一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十月二十八日

三重県津市羽所町七〇〇番地アスト津八階　ふりはた綜合法律事務所　相続財産管理人　弁護士　長尾　英介

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府守口市大久保町一丁目一一番、最後の住所大阪府守口市大久保町一丁目一一番二号　被相続人　亡　鈴川　廣滿

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十月二十八日

大阪市中央区北浜二丁目一番三号北浜清友会館九階　相続財産管理人　新宅　正人

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山口県美祢市秋芳町別府三五九五番地二、最後の住所山口県宇部市大字東吉部三三六〇番地　被相続人　亡　秋山　久則

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十月二十八日

山口県宇部市常盤町二丁目一番二八号常盤町ビル三階　相続財産管理人　弁護士　佐藤　久典

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山口県萩市大字山田一二一一番地、最後の住所山口県長門市三隅中三二四二番地　被相続人　亡　山本　三若

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十月二十八日

山口県萩市大字西田町六七番地二　弁護士法人サリュ　相続財産管理人　弁護士　馬屋原達矢

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島県庄原市西城町油木六三七番地、最後の住所不明（外国）　被相続人　亡　山田　雅夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十月二十八日

山口県山口市徳地伊賀地一二四一番地四　相続財産管理人　三戸　基文

無縁墳墓等改葬公告

適正な墓地管理を行うために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

平成二十八年十月二十八日

一、墳墓等所在地　兵庫県神戸市灘区大石字長峰山四―五八　長峰霊園

一、墳墓等の名称　㈠墓域三―ヘ―二不詳、㈡墓域七―ヤ―三不詳、㈢墓域七―カ―一一先祖代々之墓　他供養塔一基、㈣墓域八―ヌ―二田渕家、㈤墓域八―レ―三鈴木家之墓、㈥墓域八―エ―五不詳、㈦墓域八―サ―三元栄家之墓、㈧墓域一一―ル―九谷岡家之墓、㈨墓域一一―ル―一〇松本家之墓、㈩墓域三―イ―一五(1)妙法前家之墓

一、死亡者の本籍及び氏名　全て不詳

一、改葬を行おうとする者　兵庫県神戸市灘区大石字長峰山四―五八　一般財団法人灘十三大字連合協議会　理事長　富田　照三

債権申出の公告（第三回）

当基金は、平成二十八年九月二十六日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年十月十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年十月二十八日

東京都文京区湯島三丁目二一番一〇号　東京都鉄二厚生年金基金　代表清算人　奥山　一郎

第３期決算公告　平成28年10月28日

愛知県名古屋市東区代官町35番16号

株式会社ＳＹＳホールディングス

代表取締役　鈴木　裕紀

貸借対照表の要旨（平成28年７月31日現在）

科目		金額（百万円）
資産の部	流動資産	514
	固定資産	878
	合計	1,393
負債及び純資産の部	流動負債	327
	固定負債	155
	株主資本	910
	資本金	70
	資本剰余金	712
	資本準備金	20
	その他資本剰余金	691
	利益剰余金	128
	その他利益剰余金	128
	（うち当期純利益）	(154)
	合計	1,393